

令和 8 年第 2 回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 説 明 書

(令和 8 年 8 月 2 4 日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 2 号	衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

議案第 12 号

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

人事院規則の一部改正に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

2 改正の概要

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務に従事した場合の消防手当の支給額を次のとおり改める。

改正後	改正前
1 日 2, 8 8 0 円	1 日 2, 1 6 0 円

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(議案第 12 号参考資料)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 15 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 17 号）

新			旧		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
種類	勤務の内容	支給額	種類	勤務の内容	支給額
消防手当	火災のため現場に出場して行う消火業務	1 回 500円	消防手当	火災のため現場に出場して行う消火業務	1 回 500円
	救急のため現場に出場して行う傷病者の収容及び応急処置業務	1 回 300円 (救急救命士の有資格者であって広域連合長が定めるものは、400円)		救急のため現場に出場して行う傷病者の収容及び応急処置業務	1 回 300円 (救急救命士の有資格者であって広域連合長が定めるものは、400円)
	潜水装備を着用して行う潜水業務	1 回 500円		潜水装備を着用して行う潜水業務	1 回 500円
	消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務	1 日 2,880円		消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務	1 日 2,160円